

令和3年第4回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和3年4月12日、14時00分に朝倉生涯学習センター会議室において、第4回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道
10番 手島 博行	11番 手島 信行 (欠席)	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員】

20番 大山 源次	21番 浦塚 洋明	22番 坂田 稔
23番 金子 耕三	33番 草場 一豊	

(※20番から23番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地の転用に係る届出(200㎡未満の農業用施設)について
- ・報告第 3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画(特例事業関係)について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	松田 勝久
係長	松尾 康年
事務吏員	水落 ひかる
事務吏員	川波 貴敬

事務吏員 岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係長 金 子 明
農地管理係 柴 山 利 夫

(開会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和3年第4回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前にご連絡いたします。本日は11番手島委員より欠席の届出がありますが、代理で推進委員の33番草場委員が出席です。よろしくお願いたします。

それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員18名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）5名であります。

会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。

議事録署名人に12番畑委員、13番田中委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。

10ページまで50件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から50番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手のうえ、議席番号と名前をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で報告第1号を終わります。

11ページをお開きください。次に、報告第2号「農地の転用に係る届出(200㎡未満の農業用施設)について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。2件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について担当委員の説明を求めます。

5番手嶋委員

5番挙手

議 長 5番手嶋委員。

5番 (手嶋委員) 報告番号1番について、説明いたします。転用者、申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的はガレージ・出荷作業用地の整備、転用の理由は農産物の出荷作業を行う用地をコンクリート張りとし、一部に雨除けのガレージを設置するものです。ガレージは2棟連結で79.38㎡、用途区分は農用地区域内、農地の区分は農用地区域内農地に該当します。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で報告番号1番を終わります。

次に、報告番号2番について、担当委員の説明を求めます。

- 13番田中委員
13番挙手
- 議 長 13番田中委員
13番 (田中委員) 報告番号2番について、説明いたします。転用者、申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的はプレハブ・農業用倉庫の建設、転用の理由はねぎ揃えを行うプレハブと、農業用倉庫を建設するものです。プレハブ12㎡、農業用倉庫4.4㎡用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
報告番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、以上で報告番号2番を終わります。
12ページをお開きください。次に、報告第3号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局
事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。
引き続き、報告番号1番について説明いたします。願出人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請の内容、転用の目的は営農型太陽光発電設備、許可年月日は平成30年12月28日、取消理由は〇〇〇〇が営農を辞退するためです。
以上報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
報告第3号について質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、以上で報告第3号を終わります。
- 議 長 13ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局
事務局 (水落) 議案朗読をもって説明
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課挙手
- 議 長 農業振興課
農業振興課(金子) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
16ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手
- 議 長 事務局
事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となり

ますよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の11番手島委員、33番草場委員を指名いたします。

次に、審議番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の14番櫻木委員、27番永井委員を指名いたします。

次に、審議番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の1番藤原委員、6番田中委員、21番浦塚委員を指名いたします。

次に、審議番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の1番藤原委員、6番田中委員、21番浦塚委員を指名いたします。

次に、審議番号5番について事務局の説明を求めます

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (岩切) 審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号5番について、担当地区委員の13番田中委員、25番平田委員を指名いたします。

次に、審議番号6番について事務局の説明を求めます

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (岩切) 審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号6番について、担当地区委員の7番原野委員、36番小島委員を指名いたします。

次に、審議番号7番について事務局の説明を求めます

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (岩切) 審議番号7番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号7番について、担当地区委員の11番手島委員、33番草場委員を指名いたします。

次に、審議番号 8 番について事務局の説明を求めます

事務局挙手

議 長
事務局

事務局

(岩切) 審議番号 8 番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 8 番について、担当地区委員の 15 番穴見委員、22 番坂田委員を指名いたします。

次に、審議番号 9 番について事務局の説明を求めます

事務局挙手

議 長
事務局

事務局

(岩切) 審議番号 9 番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 9 番について、担当地区委員の 15 番穴見委員、22 番坂田委員を指名いたします。

審議番号 1 番から 9 番を一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号 1 番から 9 番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手

賛成多数と認め、議案第 2 号は可決されました。

18 ページをお開きください。次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます

事務局挙手

議 長
事務局

事務局

(水落) 議案朗読をもって説明。22 ページまで 18 件ございます。

ご審議方よろしく願います。

議 長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。15 番穴見委員。

15 番挙手

議 長
15 番

15 番穴見委員

(穴見委員) 審議番号 1 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長
推進委員

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

(「ありません。」)

議 長

審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号 1 番は許可といたします。

次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。15 番穴見委員。

15 番挙手

議 長
15 番

15 番穴見委員

(穴見委員) 審議番号 2 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は耕

作不便のためです。この土地は、国道322号線バイパスの収用にかかった用地の残地分ですが、耕作が不便なため隣接する農地所有者へ売買をするものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

審議番号3番及び審議番号4番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。

議長交代：会長 → 副会長

議 長 議長を交代しました。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番挙手

議 長 19番後藤委員

19番 (後藤委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。この土地は3年前、競売にかかりましたが買い手がつかなかった物件です。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は財産整理のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番挙手

議 長 19番後藤委員

19番 (後藤委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与、叔母から甥への贈与です。権利移転の理由は、譲受人は以前から管理していたため、譲渡人は離農のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

議長を会長と交代します。

議長交代：副会長 → 会長

議 長 議長を交代しました

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。7番原野委員。

- 7番挙手
議 長 7番原野委員
7番 (原野委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、親から子への贈与です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の11番手島委員が欠席ですので、推進委員の説明を求めます。33番草場委員
- 33番挙手
議 長 33番草場委員
33番 (草場委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は離農のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。
- 17番挙手
議 長 17番樋口委員
17番 (樋口委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は高齢のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。
- 17番挙手
議 長 17番樋口委員
17番 (樋口委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。

17番挙手

議 長
17番

17番樋口委員

(樋口委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

10番挙手

議 長
10番

10番手島委員

(手島委員) 譲受人についてですが、数年前に取得された土地が荒れた状態のところがあるんですが、そんなことでいいのか疑問に思います。もう一点は、土地の取得について譲受人とは別の甘木の〇〇さんがお金を出して、譲受人が土地の管理をするということを、地元で説明してあるそうですが、こんなやり方でよろしいのでしょうか。

17番挙手

議 長
17番

17番樋口委員

(樋口委員) 1番目の質問は、私は担当外なのでよくわかりませんが、実際、どのようにされているのかわかりません。2番目の質問ですが、実際お金を出すのが〇〇さんではなく△△さんという話が出ていますが、この件に関して譲受人に確認したところ、自分で耕作をするという確約をいただきました。農地の耕作予定は、島田と東高棚はリュウノヒゲとキクイモ、ヲリ口とサヤ及び下島田〇〇〇番には椿油を採取するためツバキ、下島田△△△△番△と東久保島及び久保田にはブルーベリーをそれぞれ植えるそうです。これだけの規模を、個人では無理ではないかということを確認したところ、労働力確保のため、シルバー人材センターにお願いしてある程度の期限を決めて契約をしてあるそうです。それを信じるほかないと思っています。

議 長

10番手島委員よろしいですか。

10番挙手

議 長
10番

10番手島委員

(手島委員) わかりました。

議 長

他に質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。

次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。

1番挙手

議 長
1番

1番藤原委員

(藤原委員) 審議番号10番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。譲受人と譲渡人は親戚関係で、契約は交換ですので、次の11番でも案件がございます。権利移転の理由は、譲受人は現在借りているところを所有し、耕作を希望、譲渡人は相手方の要望です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。

次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。

1番挙手

議 長 1番藤原委員

1番

(藤原委員) 審議番号11番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。先程の審議番号10と譲受人と譲渡人が逆のケースとなります。なお、金銭のやりとりはありません。契約は交換。権利移転の理由は、譲受人は水田を整理して畑作を行いたい、譲渡人は相手方の要望です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号11番について、質問や意見はありませんか。

17番挙手

議 長 17番樋口委員

17番

(樋口委員) 交換ということですが、面積が大きく違いますが金銭を伴わない契約ということによろしいのですか。

1番挙手

議 長 1番藤原委員

1番

(藤原委員) 審議番号10番の土地は条件のいいところですが、審議番号11番の土地は柿山の荒れたところなので、これだけの面積の違いがございます。

議 長 17番樋口委員よろしいですか。

17番挙手

議 長 17番樋口委員

17番

(樋口委員) わかりました。

議 長 他に質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。

次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。

1番挙手

議 長 1番藤原委員

1番

(藤原委員) 審議番号12番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号12番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。

次に、審議番号13番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。

13番挙手

議長

13番田中委員

13番

(田中委員) 審議番号13番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません。」)

議長

審議番号13番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号13番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号13番は許可といたします。

次に、審議番号14番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。

13番挙手

議長

13番田中委員

13番

(田中委員) 審議番号14番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は高齢のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願いします。

議長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません。」)

議長

審議番号14番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号14番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号14番は許可といたします。

次に、審議番号15番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。

13番挙手

議長

13番田中委員

13番

(田中委員) 審議番号15番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は交換。権利移転の理由は、譲受人・譲渡人ともに、あっせんによる交換です。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願いします。

議長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません。」)

議長

審議番号15番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号15番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号15番は許可といたします。

次に、審議番号16番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。

13番挙手

議長 13番田中委員

13番 (田中委員) 審議番号16番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は交換。権利移転の理由は、譲受人・譲渡人ともに、あっせんによる交換です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号16番について、質問や意見はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号16番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号16番は許可といたします。

次に、審議番号17番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。

2番挙手

議長 2番樋口委員

2番

(樋口委員) 審議番号17番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は自作地に隣接しており耕作の便が良いため、譲渡人は遠方在住で高齢のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号17番について、質問や意見はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号17番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号17番は許可といたします。

次に、審議番号18番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。

18番挙手

議長 18番伊藤委員

18番

(伊藤委員) 審議番号18番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号18番について、質問や意見はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号18番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号18番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

15時23分まで休憩します

(休憩 14時57分→15時23分)

- 議 長 それでは、休憩前に引続き会議を再開します。
23ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局
（松尾）議案朗読をもって説明。1件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
審議番号1番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。
議長交代：会長 → 副会長
- 議 長 議長を交代しました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
19番挙手
- 議 長 19番後藤委員
19番 （後藤委員）審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は貸露天駐車場の整備、転用の理由は賃料収入を得るため、貸露天駐車場19台分を整備して、隣接する老人ホームに貸付するそうです。雨水等は水路へ放流することで区長及び水利委員との合意は得てあります。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途地域内、農地の区分は第3種農地に該当します。
ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
- 議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
議長を会長と交代します。
議長交代：副会長 → 会長
- 議 長 議長を交代しました
24ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局
（松尾）議案朗読をもって説明。25ページまで7件ございます。
ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。
15番挙手
- 議 長 15番穴見委員
15番 （穴見委員）審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在、借家住まいのため、自己用住宅を建設し、左官業用の倉庫も建築するものです。参考事項といたしまして工業地域、居宅1棟142.92㎡、倉庫1棟54㎡、一体開発する雑種地53.1㎡、農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途地域内、農地の区分は第3種農地に該当します。なお、譲受人は松末の方で、平成29年の災害で被災さ

れ、現在は三奈木にお住まいです。生活排水は合併浄化槽で処理し水路へ放流し、雨水等の処理については側溝へ放流することで区長及び水利委員と合意が成立しています。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番挙手

議 長 15番穴見委員

15番 (穴見委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天資材置場及び露天駐車場の整備。理由は隣地で事業をしているが手狭なため拡大するもの。なお、始末書が添付されていますが、この土地に砂利を敷いたりしてあるためです。参考事項といたしまして、駐車場12台、既存敷地4,860㎡。農地法の運用はその他の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。雨水等は水路へ放流することで区長及び水利委員と合意が成立しています。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

審議番号3番及び審議番号4番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。

議長交代：会長 → 副会長

議 長 議長を交代しました。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番挙手

議 長 19番後藤委員

19番 (後藤委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在、借家住まいのため、自己用住宅を建設するものです。農地法の運用は、宅地化が見込まれる区域内の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。なお、住宅建設は下水道工事の完了後に着手予定です。生活排水は下水道へ接続し、雨水等は水路へ放流することで区長及び水利委員と合意が成立しています。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
19番挙手
- 議 長 19番後藤委員
19番 (後藤委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在、借家住まいのため、自己用住宅を建設するものです。農地法の運用は宅地化が見込まれる区域内の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。なお、生活排水は合併浄化槽で処理し水路へ放流、雨水等は水路へ放流することで区長及び水利委員と合意が成立しています。ご審議方よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
議長を会長と交代します。
議長交代：副会長 → 会長
- 議 長 議長を交代しました。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。10番手島委員。
10番挙手
- 議 長 10番手島委員
10番 (手島委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は住宅用排水路の再整備、理由は、持丸家・森部家の合併浄化槽から川までの排水路を隣接農地に整備しているため、今回整理するものです。なお、この件に関して、始末書が添付されています。農地法の運用はその他の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。
ご審議方よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。
13番挙手
- 議 長 13番田中委員
13番 (田中委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在、実家住まいで手狭なため、自己用住宅を建設するものです。居宅111.79㎡、カーポート15.11㎡。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。なお、生活排水は下水道へ接続し、雨水等は水路へ放流することで区長と合意が成立しています。
ご審議方よろしく願いいたします。

- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。
18番挙手
- 議 長 18番伊藤委員
18番 (伊藤委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天資材置場の整備、理由は既存の資材置場が収容で手狭になるため確保するものです。農地法の運用は高速道路の出入口から300m以内の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第3種農地に該当します。雨水等は水路へ放流することで区長と合意が成立しています。ご審議方よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。
26ページをお開きください。次に、議案第6号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局
事務局 (岩切) 審議番号1番から12番については、推進機構への売渡しです。以上、1番から12番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番から12番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号1番から12番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:42)